

淀川水系ダム事業費等監理委員会資料

－ 丹生ダム建設事業の廃止に伴う整備 －

令和8年5月11日

独立行政法人 水資源機構 関西・吉野川支社

丹生ダム建設事業の概要

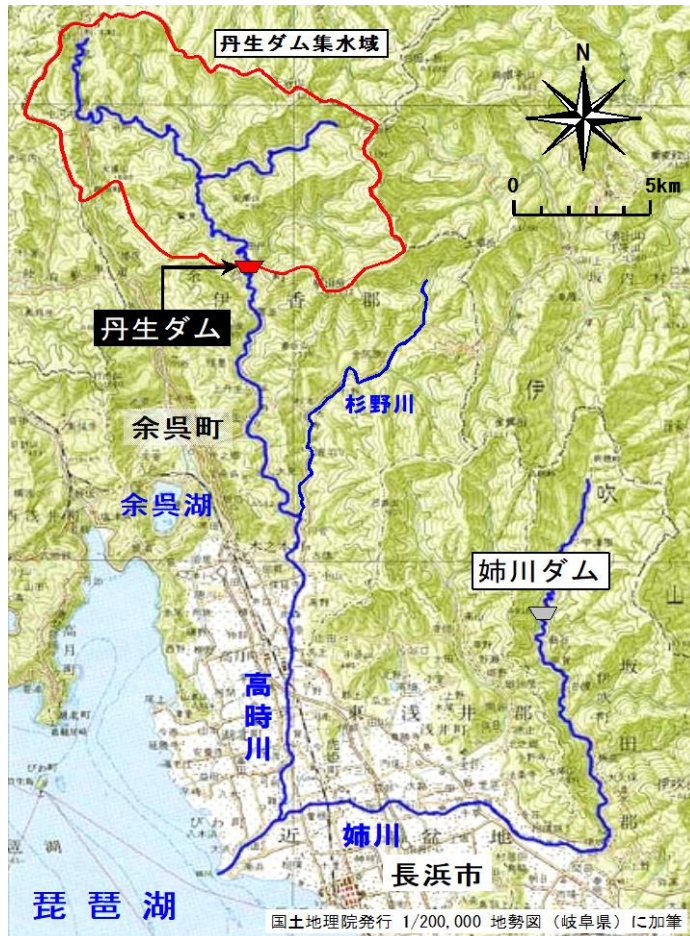
高時川

流域面積：約212km²

流路延長：約48.4km

丹生ダム

集水面積：約93km²



【事業実施計画：平成14年2月7日 第1回変更認可】

○場所

滋賀県長浜市（淀川水系高時川）

○目的

洪水調節（姉川・高時川の洪水調節）

流水の正常な機能の維持

（異常渇水時の緊急水の補給を含む）

水道水の供給

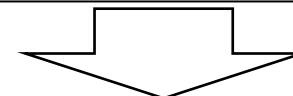
（大阪府、京都府、阪神水道企業団：最大3.23m³/s）

○諸元 ロックフィルダム

高さ145m 総貯水容量15,000万m³

○工期 昭和55年～平成22年度

○事業に要する費用の概算額 約1,100億円



【事業実施計画の廃止：平成29年3月31日 認可】

○事業の廃止までに要する費用の概算額

約617億円（事業の廃止に伴い追加的に必要となる費用約40億円を含む）

○事業廃止に伴い追加的に必要となる費用の主な内容

工事で損傷した道路の原形復旧・機能回復

工事用仮設道路や調査施設等の撤去

追加工事実施のための測量設計

事業用地保全など

なお、事業の廃止までに要する費用の額については、事業の廃止に伴い追加的に必要となる工事が完了する令和9年3月31日をもって精算し確定する予定である。

- 昭和43年10月 予備調査を開始
- 昭和55年 4月 実施計画調査着手
- 昭和63年 4月 建設事業着手（建設省）
- 平成 6年 3月 事業実施方針の指示、事業実施計画の認可
- 平成 6年 4月 水資源開発公団（現水資源機構）へ事業承継
- 平成 8年12月 水没家屋等移転完了
- 平成14年 2月 事業実施計画（変更）の認可（事業工期を平成12年度から平成22年度へ変更）
- 平成19年 8月 淀川水系河川整備基本方針策定
- 平成21年 3月 淀川水系河川整備計画策定
- 平成21年 4月 淀川水系水資源開発基本計画の全部変更

- 平成21年12月 「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」における新たな評価基準により検証を行うダムとして位置づけられる
- 平成22年 9月 国土交通大臣より、ダム事業の検証に関する検討の指示
- 平成23年 1月 丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回幹事会）
- 平成24年 8月 丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第2回幹事会）
- 平成25年 3月 丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第3回幹事会）
- 平成25年 9月 丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第4回幹事会）
- 平成26年 1月 丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回検討の場、第5回幹事会）
- 平成28年 6月 事業評価監視委員会（対応方針（案）原案どおり「中止」が妥当であると判断）
- 平成28年 7月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議
国土交通省が丹生ダム建設事業の「中止」とする対応方針を決定

- 平成28年10月 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会を設立(H28.10.27)
- 平成29年 3月 事業実施計画廃止認可（H29.3.31）事業費：約617億円（事業の廃止に伴い追加的に必要となる費用約40億円含む。）
（なお、事業の廃止までに要する費用の額については、事業の廃止に伴い追加的に必要となる工事が完了する
令和9年3月31日をもって精算し確定する予定。）
- 平成29年 4月 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画（平成29年4月版）を作成（H29.4.18）【以降、毎年度実施計画作成】
- 令和 2年 5月 ダムの目的に関する代替事業、ダム中止に伴う措置、地域振興などの対応方針を五者※で合意（R2.5.25）
- 令和 4年 5月 淀川水系水資源開発基本計画の全部変更（事業実施計画の廃止に伴い追加的に必要となる工事は水資源機構で実施）

※丹生ダム対策委員会、長浜市、滋賀県、近畿地方整備局、水資源機構

○事業の廃止に伴う主な整備内容

約40億円



(事業の廃止に伴い追加的に必要となる工事が完了する令和9年3月31日をもって精算し確定する予定)

- ・ 工事で損傷した道路の原形復旧・機能回復
- ・ 工事用仮設備や調査施設等の撤去
- ・ 追加工事実施のための測量設計
- ・ 事業用地保全（事業用地内の落石・倒木の処理及び冬期の除雪等）など



丹生ダム建設事業の廃止に伴う整備工程

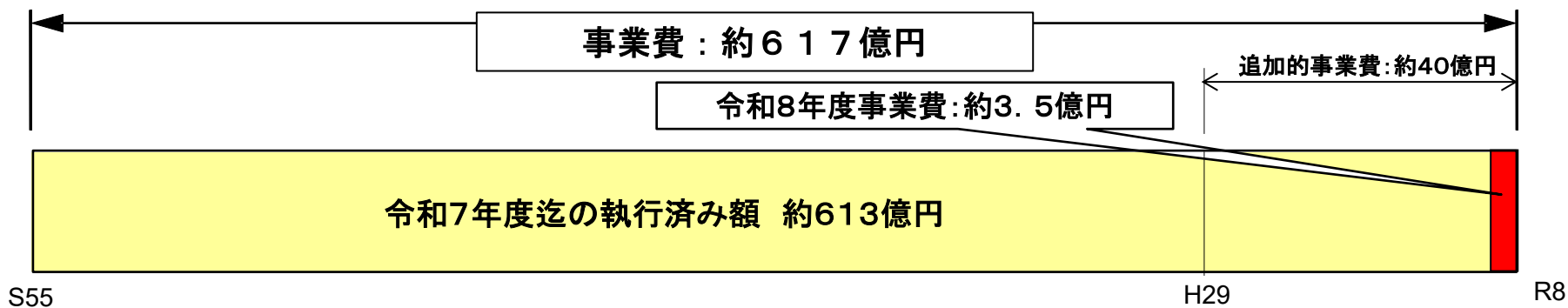
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
工事で損傷した道路復旧 工事用仮設物撤去											
撤去(調査施設、電気通信設備等)											
事業用地保全 (事業用地内の落石・倒木の処理 及び冬期の除雪等)											

(凡例)
 令和7年度以前
 令和8年度

主な事業の進捗の見込み

- 令和8年度までに事業中止に伴い追加的に必要となる工事の完了を目指す

事業費の執行状況(令和8年3月末時点)



1) 令和7年度の実施内容

事業廃止に伴う現県道の機能回復
工事等を実施。

令和7年度 事業費 約4.3億円

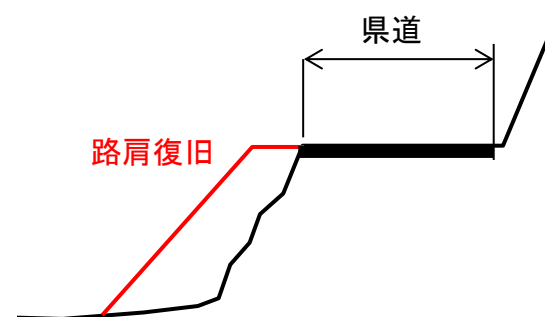
機能回復工事(路肩の機能回復)イメージ



2) 令和8年度の実施内容

事業廃止に伴う現県道の機能回復
工事等を実施。

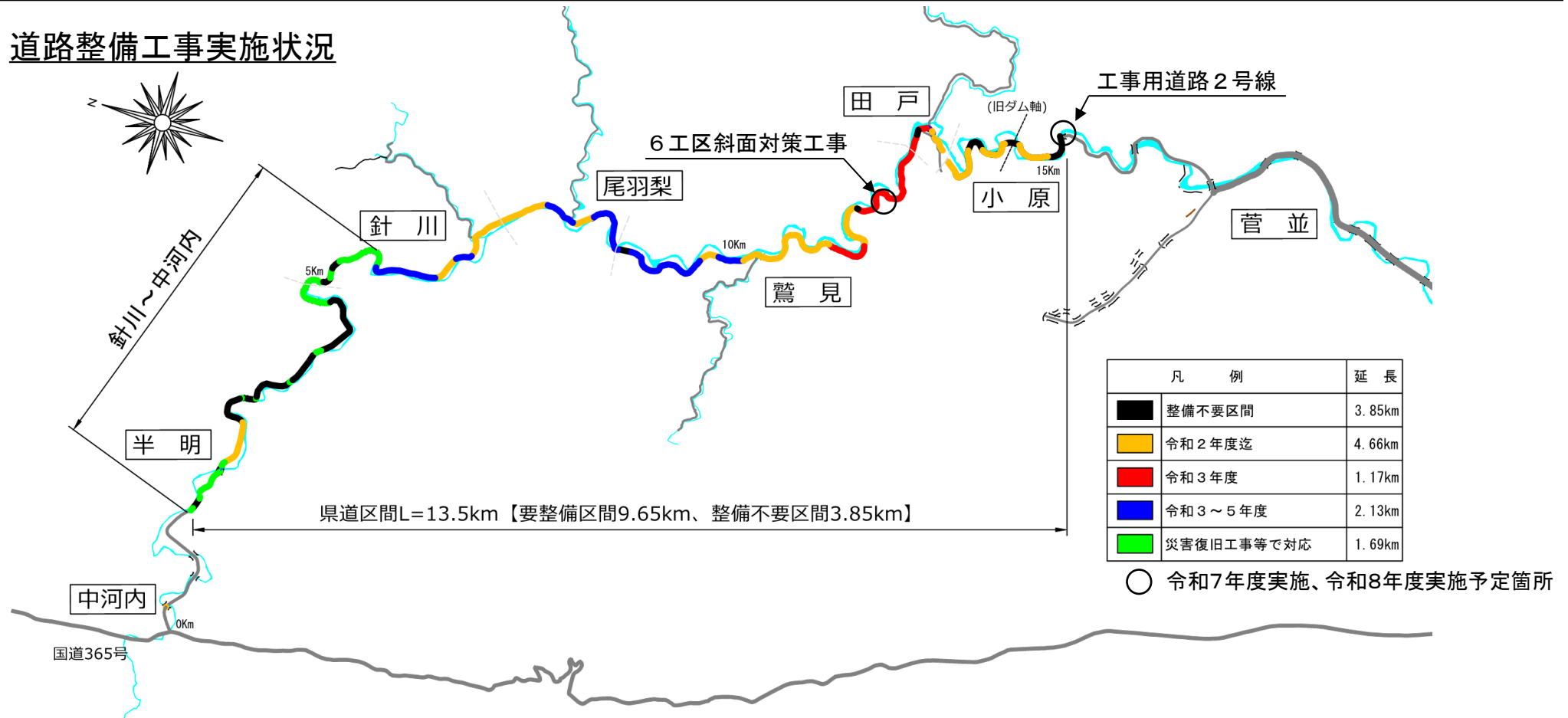
令和8年度 事業費 約3.5億円



令和7年度実施、令和8年度実施予定

- ・滋賀県の拡幅工事(水機構が滋賀県より施工受託)と併せ道路原形復旧を実施。
- ・工事用道路2号線を令和8年度も引き続き実施予定、斜面对策工事は令和7年度に実施済。
(詳細は次頁以降)
- ・針川～中河内工区の道路整備については、災害復旧工事等に対応。

道路整備工事実施状況

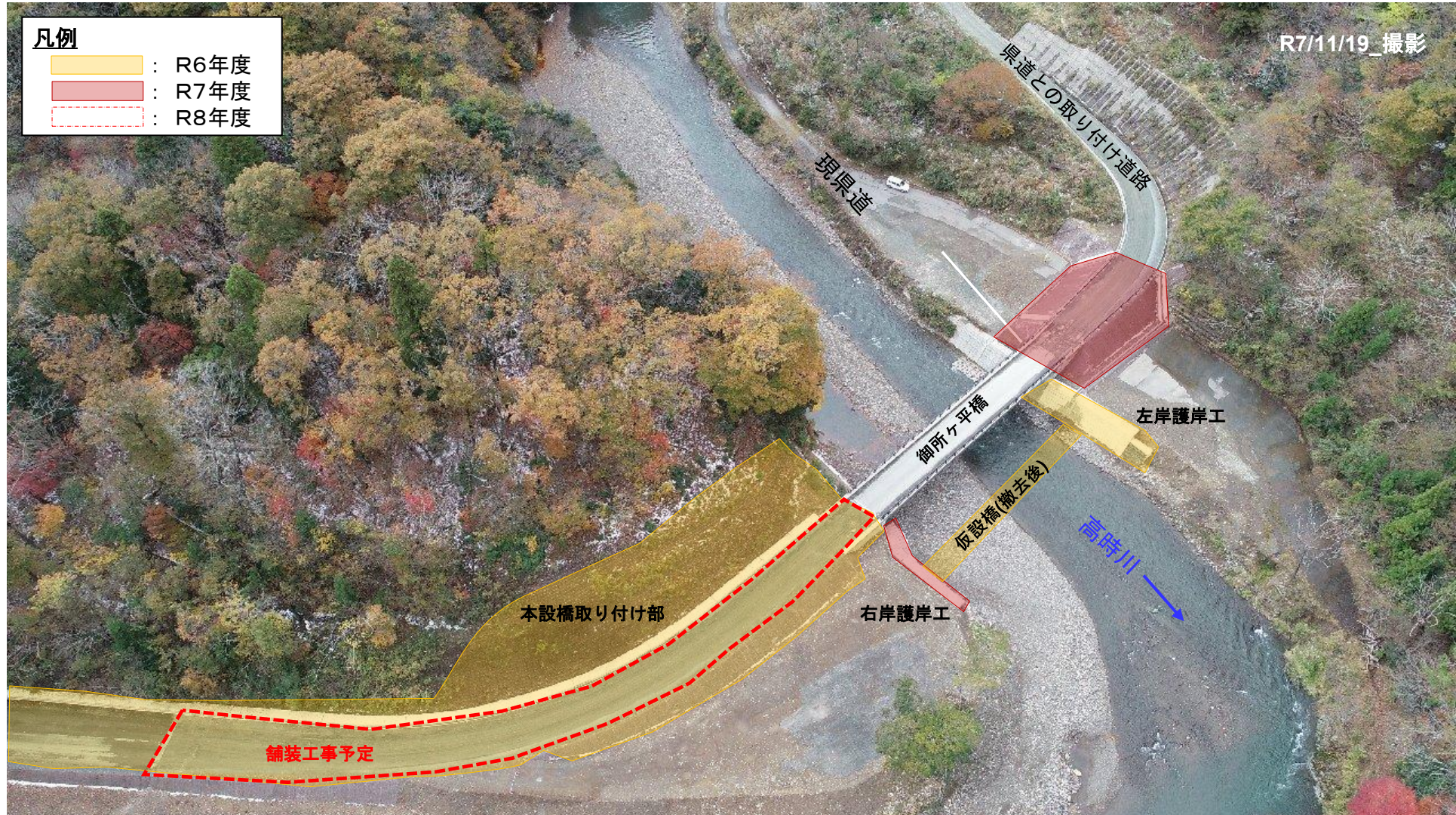


工事用道路として利用した県道中河内木之本線の整備 水資源機構

(工事用道路2号線)

関西・吉野川支社

- 令和6年度 本設橋の取り付け部の施工を実施、仮設橋の撤去及び左岸の護岸工が完了。
- 令和7年度 県道取り付け部及び右岸の護岸工等の施工が完了。
- 令和8年度 舗装工事等の施工を行い完了。

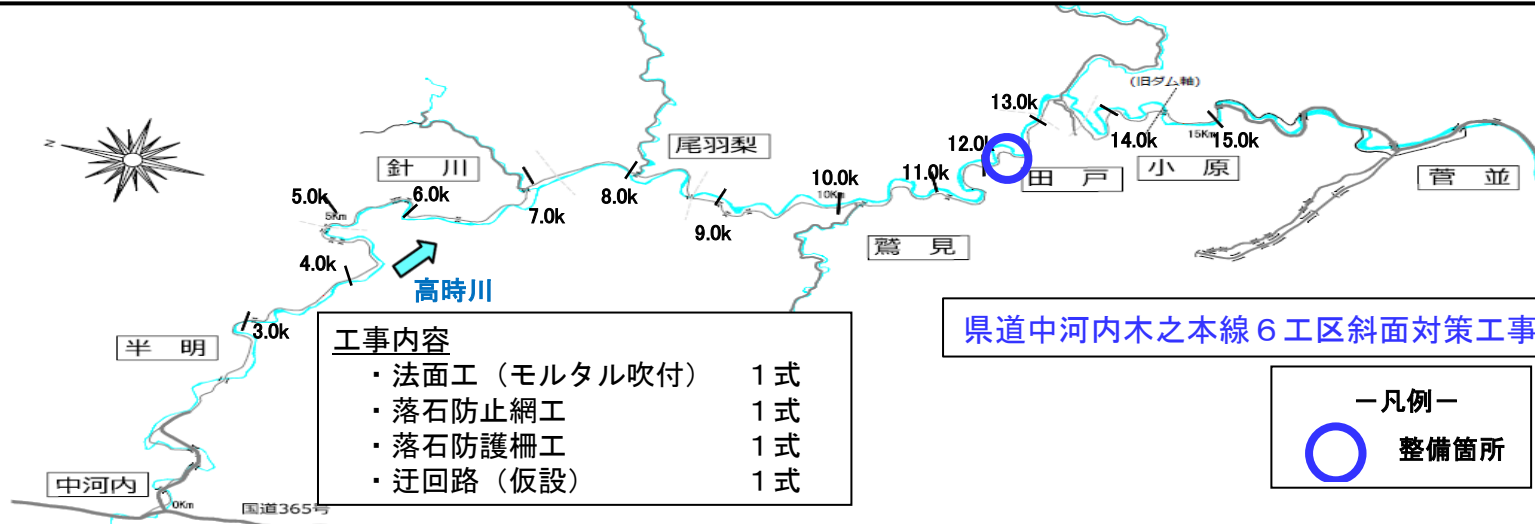


工事用道路として利用した県道中河内木之本線の整備 水資源機構

(斜面对策工事)

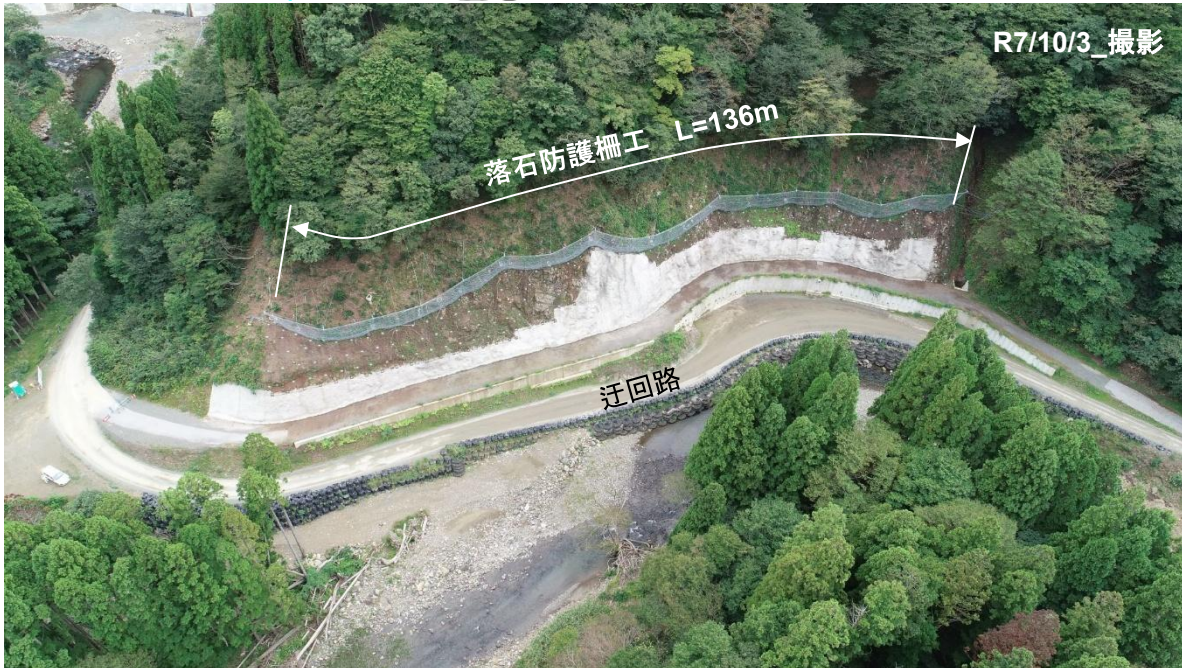
関西・吉野川支社

- ・令和6年度は迂回路工事、伐採工及び落石防護柵工を実施。
- ・令和7年度は落石防護柵工、法面工（モルタル吹付）及び落石防止網工を実施し完了。



県道中河内木之本線6工区斜面对策工事

—凡例—
 整備箇所

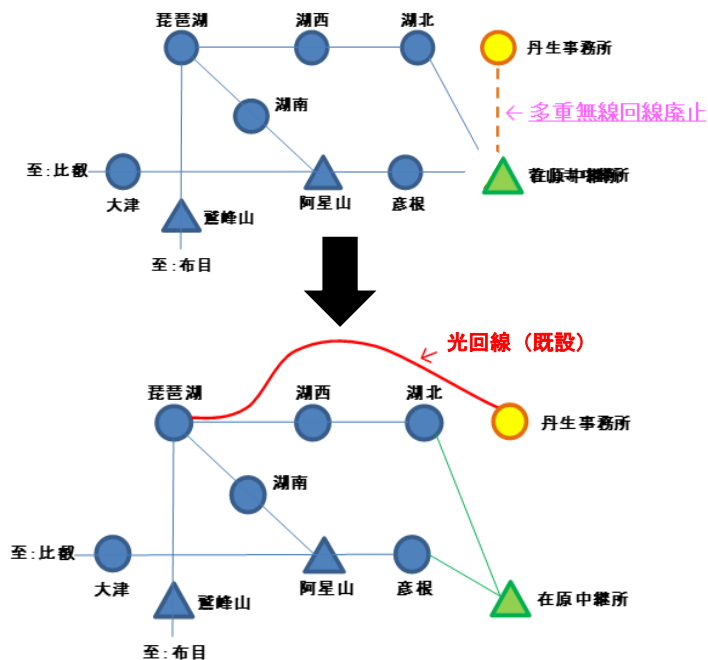


【船舶及機械器具費—電気通信設備保守費用の見直し】

- ・旧建設所から滋賀県木之本合同庁舎内の仮事務所への移転に伴い多重無線回線を廃止し、既設の光回線での接続に切り替えたことにより、多重無線装置にかかる保守費用のコストを縮減。

○電気通信設備保守費用の見直し 約50万円/年 × 4年(R5~8) = 約200万円 削減

多重無線回線の廃止



凡例 ○：事務所等 △：中継所



多重無線装置



多重無線装置空中線

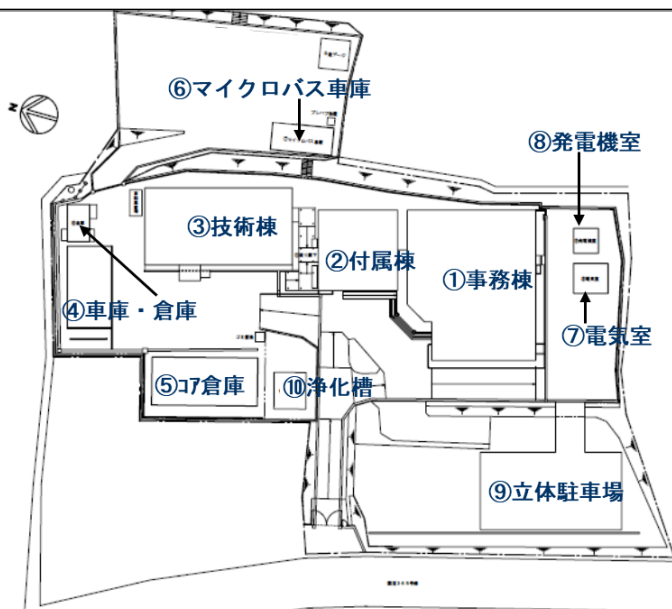
多重無線装置廃止



通信用直流電源装置

【営繕費一追加工事実施期間中の借地調整】

事務所等の土地賃貸借契約は、契約完了時に原形に復旧し返還することとしている。旧建設事務所については、令和8年度での取壊し返還を予定していたが、滋賀県木之本合同庁舎内（旧長浜市保健所）に仮事務所を借家（無償）できることとなったことから、旧建設所の取壊しを前倒しし地権者に返還を行った。これにより令和6年度以降（R6～8）の事務所借地料、約20,500千円（借地料@4,500千円/年×3ヶ年+借家料（仮事務所）7,000千円）のコスト縮減が見込まれることとなった。



事務所庁舎配置平面図



○旧建設所事務棟



旧建設事務所撤去前



旧建設事務所撤去後